

裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成28年10月6日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等 裁判員経験者1番 女性 40代 (以下「1番」と略記)
裁判員経験者2番 男性 60代 (以下「2番」と略記)
裁判員経験者3番 女性 40代 (以下「3番」と略記)
裁判員経験者4番 男性 60代 (以下「4番」と略記)
裁判員経験者5番 男性 60代 (以下「5番」と略記)
裁判員経験者6番 女性 50代 (以下「6番」と略記)
補充裁判員経験者7番 男性 40代 (以下「7番」と略記)

司会者 小笠原 義 泰

裁判官 北 村 和

検察官 向 山 智 哉

弁護士 藤 田 奈津子

報道関係者 茨城放送，読売新聞，茨城新聞

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	裁判員等を経験されての大まかな感想・・・・・・・・	3
3	法廷での審理に関する感想，意見・・・・・・・・	8
4	評議に関する感想，意見・・・・・・・・	20
5	裁判員裁判の負担について・・・・・・・・	27
6	これから裁判員等になれる方へのメッセージ・・・・・・・・	34
7	報道機関からの質問・・・・・・・・	35
8	さいごに・・・・・・・・	38

1 はじめに

司会者

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

水戸地裁刑事部の裁判官の小笠原と申します。本日は、私が司会進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、本日はあらかじめ御案内してますとおり、約2時間の予定となっております。最初の1時間半ほどで経験者の方から御意見を伺っていき、その後、記者の方からの質問を受けていただくことになっております。裁判員裁判における審理が、裁判員や補充裁判員の皆さんにとって分かりやすくなっているかどうか、また、分かりやすいものとするためにはどういった改善が必要かといったような点を中心に、御経験者の方が、裁判員裁判に参加して感じられたことをお伺いしたいと思っております。

本日の会の趣旨について簡単に御説明いたします。裁判員裁判が始まってから7年が経ちました。県民の皆様の御協力のおかげで、概ね順調に運用できているとは思いますが、制度を長続きさせるためには、常に見直すべき点を見直していき、よりよいものに変えていく必要があると思っております。そのためには、実際に裁判員を経験された方々から率直な御意見を伺うということが重要であると考えております。

また、裁判員候補者になっていない県民の方々から見ますと、一体どんな制度なのか、果たして自分に務まるものなのかどうかといった点を御心配されている方も少なくないと思います。そのような県民の皆さんに、裁判員や補充裁判員を経験された皆様から生のお声をお伝えするというのが、これから裁判員裁判に参加される方々の不安を解消するに当たって、役立つのではないかと考えております。そのような二つの趣旨から本日の機会を設けさせていただきました。

では、開始させていただきます。まずは最初に法曹三者列席者の方から自己紹介をお願いします。検察官，弁護士，裁判官の順でお願いします。では向山検察官をお願いします。

検察官

水戸地方検察庁検事の向山と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士

茨城県弁護士会の弁護士の藤田と申します。私自身は、茨城県弁護士会の刑事弁護委員をしておりまして、その委員の中で、裁判員裁判についても意見交換や研さん等を行っているところがございます。今日はせっかくの機会ですので、皆さんの御意見を頂戴しまして、委員の中でも今後の研さん等に生かしていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

裁判官

裁判官の北村と申します。よろしくお願ひいたします。

水戸地方裁判所にはA合議体とB合議体の二つの合議体があり、私はA合議体の裁判長をさせていただいております。今日御参加の裁判員経験者の1番さんから4番さんまでの事件を一緒に担当させていただきました。本日はよろしくお願ひいたします。

2 裁判員等を経験されての大まかな感想

司会者

では、話題事項に入っていきたいと思ひます。お手元に話題事項という紙があるかと思ひますが、まずは裁判員を経験されての大まかな感想を伺ひまして、2番目に法廷での審理についての御意見、そして三つ目に評議、評議室の中での雰囲気とか感想を伺ひたいと思ひています。その後、お仕事を持たれている方ですとか、御家族の御事情がある方もいらっしゃるかと思ひますが、そういった方々を中心に、裁判員を実際におやりになられた際の負担などについて御意見をお伺ひして、最後に、これから裁判員をおやりになられる方に対しての皆様方からのメッセージをいただければと思ひています。

では早速ですが、話題事項の1に入ります。まずは口を滑らかにする趣旨で、裁判員を体験されての大まかな感想、印象、何でも結構ですので、お話をいただければ

ばと思います。事件の特色もありますので、何番さんの事件はこういう事件でしたということ私を私のほうで簡単に説明した上で、皆様にマイクを回していこうと思っています。

では、まず1番さん、2番さん、3番さんが担当された事件は、少年である被告人が2人の共犯者と共謀して、深夜、スーパーの駐車場で、被害者の方に多数回、殴る蹴るの暴行を加えて死亡させてしまったという傷害致死の事件です。被告人、被害者、共犯者いずれも少年でした。被告人は共犯者から命じられて、被害者とのけんかを始めたけれども、被害者に対する暴行のうち、かなりの部分を行ったというふうに認定された事案のようです。被告人は犯行は認めていました。では、1番さんからいかがでしょうか。

1番

裁判員を経験していたその期間中は、当事者の方には申し訳ないのですが、とても密で充実して有意義な日々を過ごしました。それから、裁判員の方々とディスカッションする中で、それぞれ立場や環境に応じて考え方に傾向がありましたので、その中で私に不足している点や補わなければならないという点が明確に見えました。それを経験後は自分の生活の中で軌道修正している途中です。

司会者

では、2番さんお願いします。

2番

私は裁判を通じまして、皆さんの考え方、自分の考え方、いろいろ勉強させていただきました。うちに帰って悩むこともありましたが、概ね、大変充実した期間を過ごしたと思っています。

司会者

ありがとうございました。では、3番さんお願いいたします。

3番

裁判員を経験して、周りの人からすごいって言われて、すごくいい体験をしたと

思っています。裁判員やってよかったなとしか言えないです。

司会者

ありがとうございました。次に、4番さんの事件ですが、1番さん、2番さん、3番さんの事件と同じ事件について、別の少年が被告人となっている事件を担当していただきました。被告人自身は暴行をしていないけれども、中断したけんかの再開を指示したり、見回りに来たパトカーを追い返したりしたというような認定になっています。被告人は犯行を認めていました。それでは4番さん、お願いいたします。

4番

裁判員を経験した後、まず、事件に関心を持つようになりました。あまり今までは関心なかったんですけども、特に県内の事件、犯罪を毎日、茨城新聞のウェブ版でチェックするような習慣が付いてしまいました。今まで、裁判官や検察官に任せとけばよいといったような感じだったんですが、そうじゃなくて、自分の住んでいる社会の問題なんで、任せっぱなしではいけないなっていうような感じを少し持つようになりました。

それと、裁判員制度は非常に有効だなと思ったんですが、それは立場の異なった方が裁判員や補充裁判員として8名参加しています。そうすると、意見の幅っていうのが結構あるんですよ。ただ、一人一人の意見を尊重してくれるんで、意見を言って、そしてその理由についても言って、それを何回も繰り返してやっていると、ああ、あの人がああいう考えならそうかなって自分のほうで反省したりして、だんだん意見が集約されてくるというようなことを体験しましたんで、非常に有効だなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。次に、5番さん、6番さんの事件は、被告人が心中目的で夫、二人の子供、それと被告人の母親が寝ていた木造一軒家の自宅に火を点けて、家の一部を燃やしてしまったという現住建造物等放火の事件です。

被告人が一家心中を決意した背景には、夫が先代から引き継いだ多額の借金の返済に疲弊していたこと、被告人と不倫関係にあった男性に言い寄ったとされる女性に脅迫の手紙を送ったところ、被害届が提出されたということがあったようです。では、5番さんからお願いします。

5番

私も選ばれた時は、感情に左右されてしまって、うまく気持ちのコントロールができるのかという不安がありました。現在ですけれども、4番さんと同じく、新聞記事によく目が行くようになりました。どんな内容で評議したんだろうとかですね、そういう内容を勝手に想像して、その結果、こういう新聞に掲載されているような刑になったんだなという、自分なりの評価をしています。

もう一つは、あの件については、家族の方が、被告人を許してくれたということで、今、どのような生活をされているのかなと、また別な観点で興味といたら失礼ですけれども、関心を持ってるところです。

司会者

ありがとうございました。6番さんお願いします。

6番

選ばれた時は、面倒くさいなって思ったんですけど、今、振り返ってみて、やってみていい経験になったと思います。関わりのない知らない他人、ほかの人のことをあんなに一生懸命考えたのは初めてです。

事件の内容上、同情するところが結構あったんですけど、ほかの裁判員の方たちといろいろ議論を交わすうちに、あっ、そういう見方もあるんだ、こういう見方もあるんだってということで、自分の経験にもなって、なおかつ、私も新聞の裁判記事によく目を通すことになりました。やってよかったなって思っています。

司会者

ありがとうございました。次に、7番さんの事件の説明を申し上げます。7番さんの事件は、被告人が無免許運転のほか、交通トラブルに端を発して、殺意をもつ

て、停止中の原付にまたがっていた被害者に向けて軽自動車を走らせて、被害者に怪我を負わせたという殺人未遂で起訴された事件になります。これに対して弁護人は、被告人には被害者に軽自動車をぶつけるつもりはなくて、被告人の行為は、人の死ぬ危険性が高い行為ともいえなかったということで、殺人未遂は無罪であるというふうに主張しました。

裁判所の結論としては、被告人は、被害者に軽自動車をぶつけるつもりがあったとまでは認められないと、人が死ぬ危険性の高い行為とはいえないという認定になって、傷害罪に止まるとされました。事実関係に争いのある事案と言えらると思います。では7番さん、いかがでしょうか。

7番

私も裁判員に選ばれたタイミングでは、どちらかという気が進まないで、嫌な気持ちのほうが大きかったです。ただ、せっかくの機会なので参加させていただくというふうに決断して、参加させていただきました。

やる前の不安は、専門的な知識はないので、自分みたいなものが話にうまく参加できるのかなっていうところが一番の不安なところでした。

あとは、いろんなステイタスの方とディスカッションをすることになる中で、うまく話がまとまるのかなっていう不安もありました。ただ、裁判官の方がうまくリードしてくださって、議論を重ねるうちに自然に同じ方向に、同じ共通認識を持って、まさに判決を出せたっていうところに、ちょっと失礼な言い方ですけど、少し達成感を自分自身も感じてますし、判決が控訴されなかったということも含めると、有意義なディスカッションの中から、ちょっとまた言い方が失礼ですけど、よい判決が出せたのかなと思ってます。

私自身もそういうディスカッションの中で、いろんな人の意見を聞いて、いろんな考えがあることも分かりましたし、私自身も成長させていただいたかなと感じてます。私とかの住む世界と違う世界の話で、そんなに興味があるものではなかったんですけども、自分たちが司法を作っていくみたいな、少し大げさな言い方かもし

れないんですけども、関心持つようになりました。ぜひ、今後選ばれた人も積極的に参加してもらうことで、自分自身の成長につながるので、非常にいい機会かなと思っています。

司会者

ありがとうございました。裁判員，裁判官みんなで集まっているいろんな議論しますので，そういった意味で，いろんな考え方に触れた点がよかったですとか，あと，社会で起きている事件についての関心が深まったとか，そういったいろんな感想を述べていただきました。ありがとうございました。

3 法廷での審理に関する感想，意見

司会者

今度は法廷の中での審理について，話題事項の2に移らせていただきます。評議については，また後でお話をお伺いしますので，法廷での中の審理について，印象に残った点ですとか，分かりにくいと感じた点，あとは，できれば見たくなかった証拠などがあったかどうか，法廷の中で見たり聞いたりしたことについて，印象ですとか感想ですとか，あとはここはこうしたほうがよかったのではないかといった点について，お話を伺えればと思います。

では，また1番さんからお伺いしたいと思いますので，よろしくお願いします。

1番

印象に残った点は，まず裁判員を受ける前までは，その裁判の流れについていけるかなっていうのが不安だったんですけども，図などを用いて，素人にも分かりやすい言葉を使用して説明がなされていたっていうところが一番印象に残っています。

分かりにくいと感じた点は，初日の証拠調べっていうところで，かなり長い時間割いていたと思うんですけども，初日ということもあって，証拠がその裁判において重要なものであるっていうことに対して無頓着だったので，聞き流してしまった点がたくさんありました。初日だったので，時間もなかったんですが，事前にそ

の点、もう少しレクチャーがあればよかったかなと思ってます。

証拠等については、イラスト化されていまして、見たくない証拠っていうのは目にすることはなかったです。ただ、イラストにされているがゆえに分かりにくいという点もありまして、特に私たち女性ですので、けんかもしたこともありませんし、怪我の状態がどの程度だったのかとか、そういったことが想像がつかなかったもので、人体を用いずに、イラスト上で何かそういった点がもう少し表現できると、犯行の状況が分かりやすかったかなと思いました。

司会者

2番さんお願いします。

2番

印象に残った点は、上から見ていて、自分がここにいていいのかなってのが最初です。自分で本当に裁判できるのかどうか、不安で不安で仕方なかったんですけど、体調もあんまりよくなかったもんですから、咳なんかが出ちゃって、自分でなかなかコントロールできなかつたんですけど、皆さんに必死になって付いていこうっていう気持ちで、自分なりに頑張ったと思うんです。それで、聞き漏らさないように一生懸命自分で書いたんですけど、何を書いたか分かんなくなっちゃうぐらいいろいろ書いたもんだから、整理がつかなくなっちゃうっていうのが一番印象に残ってます。もっと勉強しておけばよかったなって思いがあります。

分かりにくい点っていうのは、証人のしゃべる内容がはっきり聞き取れない部分も数多くありました。自分の耳が悪いのかなって思っちゃうぐらい、小さい声でしゃべったりするもんですから、自分なりに聞き漏らさないように必死に聞こうと思うんですけど、恥ずかしい点もあって、皆さんに聞くのもどうかなと思っちゃうんです。自分で勝手に理解しちゃって、それで過ごしちゃった点がありましたので、やっぱり証言していただく時にはちゃんと聞こえるように、皆さんに分かるように話していただければよかったかなと思います。

証拠は、男ですとけんかはありますから、もっとひどいものが出てくるのかなと

思ったら、イラストと、あとは現場の写真ぐらいですから、そういった点では別に問題はなかったと思います。

司会者

ありがとうございます。では、3番さん、お願いします。

3番

法廷に入ったのが初めてだったので、座った時に、わあ、これがテレビで見たような感じなんだっていうのがとても印象に残りました。

分かりにくいと感じた点っていうのは、初めての経験だったので、証人がたくさん出てくるので、まず何をしたらいいのかっていうのが分からなくて、そこに今度、検察官、弁護人がしゃべり出した時に、それも何をしていたのかっていうのが分からなかったもので、最初のうちに説明してくれれば、よかったのかなと思いました。

証拠っていうのも、写真とかではなかったもので、医学用語みたいなので書かれていたっていう点もあって、どこが何なのかっていうのが分からないっていう感じでしたが、証拠なんか見たくないっていうことはなかったです。

司会者

ありがとうございました。1番さん、2番さん、3番さんの事件の証人の方、声が小さかったんでしょうか。あと多分、関係者の登場する人数が多くて、どの人がどう言っていたか分かりづらかったんでしょうか。ちなみにその辺の、この人はどう言っていたのかといった、そういったところについて、どうやって確認はされたんですか。

1番

裁判を見聞きしながらそれぞれがメモを取りまして、それに基づいて皆さんで照らし合わせていきました。それでも分からないところは、録画などをもう一度見て、確認を取りました。

2番

どうしても書き漏らす点が出てくるものですから、最終的には、擦り合わせとい

うか、聞き直しというか、周りで、皆さんでしゃべりながら確認を取るって感じでした。

3番

さっきも言ったように、何を書くべきかっていうのを最初から分かっていれば、よかったんですが、最初のころは何を書いているのかが分からずに、気になるところだけをメモってたので、みんなで話し合いましたっていった時には、ああ、ほとんど書いてないやっというのがあるって、だったらもう最初からこういうメモしておくといいよっていう助言があればよかったなっていう感じです。

司会者

ありがとうございました。最終的には、みんなでメモを持ち寄ったりして、証言内容を確認されたけど、ポイントになるところがどこか、証人尋問の時に分からなかったの、そこが前もって分かればよかったってところですかね。

では次に、4番さんのほうに審理についての感想をいただきたいと思います。お願いします。

4番

印象に残った点っていうことでは、まず、被告人に対する裁判官の公平、人間的な取扱いです。我々は捕まった時点で犯人だっていうような、そういう見方をしちゃうんですけども、バイアスがかかっていない、人格を尊重する態度ということ、それと同時に、罪を犯した者への法の厳しさを示すような態度、その両立に、私は心を打たれました。

それから、被害者の御家族の重く罰してくださいという声、それと、毎日反省しているから少しでも軽くしてくださいという加害者の家族の声、それを背負って、検察官と弁護人が対峙する姿というのが非常に印象に残りました。

それと、分かりにくいと感じた点は、先ほども話が出ているように、証人や被告人など5人が同じ場面についてしゃべるわけですけども、そうすると、どうしても少しずつ重なったり、重なってんだけどちょっと違ったり、重ならなかったり、

そういうところで本当の事実はどうなのかなってというのが分からなくなる。一応メモを全部取ったんですけども、メモを読み返してまとめる時間もないんですよ。普通であれば残業っていうか、終わってからもう少しまとめてみようとか、そういうことができるんでしょうけど、そういう時間がなかったですから、最終的には一つのポイント、ポイントについて、みんなで擦り合わせて、大体誰かがメモしていたり、こうだったねっていうふうなことで対応はできるんですけども、そこが非常に苦労しました。本当は、できるかどうか分かりませんが、検察官は取調べの過程で本人に対して質問して詳細な事実認定をされていると思うんです。ですから、そういう何か基本となるようなものがあれば、それはちょっとおかしいとかチェックができるんじゃないかなというふうには思いました。さらに言えば、検察官がこうだよって考えている再現ビデオみたいなもの、そういうのがあれば、チェックしやすいと思いました。

司会者

ありがとうございました。1番さんから3番さんと同じく、証言内容の把握に苦労されたということでしょうか。ありがとうございました。

では次に、5番さん、御意見、御感想をいただきたいと思います。

5番

私の担当した事件は、現住建造物放火ということで、放火は罪が重いといわれますけど、懲役3年の執行猶予4年っていう内容でした。借金、男女関係ですね、不倫等ありました。しかしながら、夫、それと長女だったと思うんですけど、娘さんがお母さんを許した。なぜ許したかという、そのお母さんはしっかりと普段から母親としての役目をきちとこなしていたというところで許したと。一步間違えば、自分たちの命も奪われかねないという、そういう中で、夫そして娘さんがお母さんを許した。最初はえっと思いましたけども、逆に、時間がたつにつれて、感銘したという、大したもんだなというところでした。

分かりにくいと感じた点ということですけども、特にありませんでした。淡々と

検察側と弁護側のやり取りが進んでいまして、その内容について、難しい言葉も特
にありませんでしたし、分かりにくいということは感じませんでした。

証拠写真については、放火で上がりかまち、勝手口の一部を、320平米ですか
ら、本当に四、五十平方センチメートルが焼けて、それが初期消火で鎮火したって
いうケースですので、えっというような内容は1枚もありませんでした。逆にもっ
とひどい、血が出てるような殺人とか殺人未遂みたいな写真じゃなくてよかったと
思ってます。

司会者

ありがとうございました。では、6番さんお願いします。

6番

印象に残った点ですが、傍聴席に人が想像した以上に多かったです。あと、5番
さんと同じ事件を担当させてもらったんですけど、やはり淡々として、ドラマで
見る裁判とは随分、趣が違くなって思いました。

分かりにくいといった点は、証言に出た方の声が小さかった以外は、かみ砕いて、
言葉の説明の仕方もしてくれたので、分かりやすかったです。

見たくなかった証拠っていうのは出てきませんでした。本当に四、五十センチの
上がりかまちの焼け焦げの写真を見せられたんですけど、特にそれだけで大丈夫
でした。

司会者

ありがとうございました。では、7番さんお願いします。

7番

印象に残ったところは、判決を言い渡すところ、数日間皆さんと一緒にディスカ
ッションして決めた内容を伝えるところは、非常に印象に残ってますし、その時の
被告人の表情というか、感じていうのは、今も目に焼き付いている感じがします。

あとは、その裁判の過程でも、被告人、あとは親族の方が感情的になられる場面
が何回かありましたので、そういうところは我々も少し感情的になってしまうとこ

ろがありました。

分かりにくかった点は、最初の証拠の積み上げの中で、車とバイクが出てくるんですが、車とバイクの距離の話だとか、事件が発生した時の暗さ加減だとか、あとは車のスピードだとか、そういったところがぶつかる、ぶつからないにどう影響していくかっていうところの数字の、いくつかの数字から、どういう動きをするっていうところを導き出すところが、なかなか整理できなくて、分からなかったところがありました。

あとは、事件が発生してから裁判を行うまでに、結構時間があつたので、被告人とか被害者の方の当時の記憶、うそはついてないと思ったんですけども、当時の検察官の取調べの結果と裁判でのお話とかが、少しギャップがあるというか、食い違うところが結構あって、もうちょっと裁判を早くやると、記憶に頼るところの部分は、速やかにいったのかなというふうに感じました。

証拠等は、特に見たくないっていうものはなかったんで、大丈夫でした。

司会者

ありがとうございました。ちなみに、そのバイクと車の距離関係ですとか、明るさですとか、そういったスピードのところから結論を導いていくっていう、そういったところについては、最終的には理解した上で、議論することはできていたんですか。

7番

そうですね。何日かに渡って審理したんですけども、やはり皆さん、私も含めて、最初は分からなかったです。ただディスカッションをしたり、日をまたいで結論を出すような時があつて、例えば車で20キロって、本当に人を殺すスピードなのかどうかみたいな話になった時に、20キロって、人、本当に死ぬんだっけみたいな、よく分からなかったりするんですけど、自分が車で帰ったときに、20キロだこのぐらいかとか思って、そういった自分での体験とか経験とかも改めて皆さんとディスカッションした中で、皆さん共通認識を持って、正しい判断ができたか

など思っています。

司会者

ありがとうございました。それと，1番さん，2番さん，3番さんの感想の中で出てきていたイラストというのは，被害者の方の怪我の状況なんかのイラストということでしょうか。それが，どちらかというところ，イラストが分かりづらかった，どちらかというところ，写真のほうがよかったのではないかという印象なんではないでしょうか。

1番

写真ではなくて，そのイラスト上で，もうちょっと具体的に怪我の状態とか，例えば皮膚の色とか，そういったことが表現できていると，犯行の状況が分かりやすかったかなと感じました。

2番

顔が描いてありまして，ぶたれたっていうか殴られたところに印が付いてるだけだったので，実際に写真で見たらもっとひどいだろうなと想像しながら，自分らで判断したわけなんですけどね。ただ，どっちかと言うと，写真は見たくないですね。

司会者

3番さん，いかがでしょうか。

3番

1番さんと同じで，絵だけだと，あまりにもアバウトすぎの絵だったので，もうちょっと詳しく，ここはこうだったよってというようなことが描いてあれば，もう少し話ができたんじゃないかなって思いました。

司会者

ありがとうございました。これまででいろんな御意見が経験者の方から出ましたが，今までの審理についての御意見を踏まえて，検察官，弁護人，それと裁判官のほうで，御経験者のほうに聞いてみたいこととか感想とかがありますでしょうか。

まず，検察官からお願いします。

検察官

裁判員経験者の方々に証拠の説明とかを差し上げる時に、皆さんの顔色とか表情とか、うなずいているかとか、そういったところも一応気にしながら、証拠説明とか証人尋問をしているつもりではあるんですけども、説明された証拠については法廷内で説明を聞いたときに理解してることが多いのか、それとも、法廷内ではほとんど分かっていなくて、評議室に一旦戻ってから、裁判官とか裁判長からの説明を聞いて、あっ、そういうことだったんだって理解したのか、そのあたりどうなのかっていうのをお伺いしたいなと思います。

司会者

では、この点について、4番さんいかがでしたか。

4番

どんなことを証人がしゃべったのか、とにかくメモを書いてですね、それを後で見て、何か矛盾がないかとか、パツて出る時もありますけど、その場では分からないですよ。検察官とか弁護人が同じ質問するんですよ。ですから、後でよくメモを読み直しておかしいんじゃないかとか、そういうのは出てきますけど。矛盾点がどっかにある時に、それ気付くっていうのは、すぐその場で分かる場合と分からない場合ありますね。

司会者

この点、7番さんいかがですか。

7番

半々だったかなと思ってます。最初、私の事件ですと、先ほどお話したとおり、バイクと車の距離とか明るさ加減とか、20キロからフルブレーキ踏んだらどのぐらい止まるか、そういった制動距離みたいな数値の関係の話があったので、聞きながらメモをして、自分の記憶を整理しつつっていうような、記憶とその場面を思い浮かべながら話を聞いてました。ただ、評議室に戻って、皆さんと話をして、そこで法廷での話、説明の中でこうだったよねという、皆さんと事実の理解を共通化するという復習みたいな形もしたかなというふうに思っています。なので、半々ぐら

いだったかなと思ってます。

司会者

この点を1番さんから3番さん，何か補足する点ございますか。

1番

被告人と検察官，それから被告人と弁護人とのやり取りとして，分からなかった点はなかったです。

2番

比較的，白黒がはっきりしてる事件だったから，そんなに考えるというか，メモを取るのが忙しくて，読み返して誰が悪いか，悪くないかっていう判断だけですから，比較的，素人には分かりやすい事件でした。そんなに自分の中では，本当の素人で全く分からないことですが，被害者と加害者の関係だけがはっきりしてるもんですから，判断しやすい事件でした。

3番

ドラマとかでよく検察官は，被告人に対して強気でバーッて言うのを現場で見て，ちょっと似ていると思った点があったんです。でも，これが本当のなんだなっていう実感はしました。

司会者

ありがとうございました。5番さん，6番さん，何かコメントございますか。

5番

私たちが担当した件は淡々と進んで，被告人も認めていましたので，検察官と弁護人のやり取りのその言葉の内容とかですね，内容的なものも含めて，特別難しいなど思ったことは，私はありませんでした。

6番

私もそうです。検察官の言葉が，少しだけ早いような感じがしました。でも，裁判自体は本当に淡々と進んでいったので，分かりづらいついていうところはなかったです。

司会者

ありがとうございました。では、藤田弁護士のほうから、御意見ですとか御感想ですとか、御質問ございますでしょうか。

弁護士

2点ほどお伺いしたいことがあるんですが、まず一つ目としては、先ほどから1番と3番の方から、受傷の結果を示したイラストが簡潔で、そういうのでイメージができないというお話があったんですけど、これはイメージができないことが、御自分の判断の中にどういう影響を与えたというか、お話、証言を聞いてて、その証言とその怪我の結果の結びつきがよく分からないってということなのか、そもそも怪我の重さ、刑を決めるに当たって、例えば重さの部分でどんな怪我だったのかが分かりにくいので、自分の中での刑の重さがイメージしづらいということなのか、また、それ以外のことなのか、どういうところで影響があったのかっていうのを教えていただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。

1番

どちらかと言うと、刑の重さのほうに該当すると思います。

3番

自分もそうだと思います。実際にあった事件なんで、それを詳しく書いてくれば、もう少し判決のしようがあったんじゃないかなって思いました。

弁護士

ありがとうございます。あと、もう1点なんですが、同じその少年の共犯事件に関わった方にお聞きしたいんですけども、今回、いずれの事件も複数の証人が出ているということですかね。同じような場面を複数の証人がお話されている場面もあったかと思うんですが、どちらの証人が話しているのが正しいのかどうかっていう判断をする場面もあったかと思うんですが、その点は、難しさとか何か感じたこ

ととかあれば教えていただければと思います。

司会者

こちらの質問は、1番さんから3番さんの事件と、4番さんの事件ってことですかね。今度は4番さんからいかがでしょうか。

4番

確かに一番そこが、事実をどのように組み立てるかっていうことで、難しい部分でした。例えば、聞きたい場面が100あったならば、100が全部一つ一つ、一人の証言に対してチェック、どういう質問をして、どういう答えをしたかなってというのが分かれば、照らし合わせることもできるんですけども、それができないから難しかったです。結局、裁判員の方、裁判官がそれぞれメモを取ってますから、それを突き合わせて、少年1と少年2で意見が違うとか、それについてどうなのかなっていう判断をするということで、事実を認定していくかと思います。ですから、さっき言ったように、検察官がどのように認定しているのか、それが手元にあれば、それと証言と照らし合わせることもできるんですけども、そういう難しさはありました。

司会者

では、3番さんお願いします。

3番

5人の証人だったので、最初の証人がしゃべった時に、ああ、この子はそんなに悪いことしてないんだって最初は思い、2番目、3番目、4番目、5番目ってなった時に、ああ、みんな自分かわいさで自分を守るようなことを言ってんだなっていうのは、最後のほうで分かったんですね。だから、最後の人が言ったのが、一番自分の中では真実なんだなっていうふうに実感したのはありました。

2番

被告人が一番若かったので、上から押し付けられて証言してるような感じ、気が弱い部分もあったんだろうと思うんですけど、話を聞いていくうちに若干証言が違

ったりするんで、皆さんがメモに書いてる内容を聞きまして、自分で書いていないところもあるわけですから、照らし合わせて、擦り合わせて、判断しました。

1 番

矛盾する点が、大きいことから小さいことまで多々ありまして、その矛盾点が9割方本当のことを言っているんであろうなという時には、それなりの判断ができたんですが、矛盾していて、そして、どっちが正しいことを言っているのか分からないという点が私自身ありまして、それについては、正直判断がつかなかったです。

4 評議に関する感想, 意見

司会者

ありがとうございました。では、次に評議についてお話を伺いたいと思います。

裁判官のメンバーも異なりますし、事件の内容もありますので、評議での話の進め方も事件によって違うところもあると思いますが、評議の時間配分ですとか、話合いの雰囲気作りがどうであったかとか、あとは結論を出すに当たって、判断が難しいと思われたり、時間がかかったなというようなどころについて、御意見や御感想をいただければと思います。

これまで1番さんからマイクを回してきましたので、逆回りということで、7番さんからお願いいたします。

7 番

時間配分は、私はあんまり苦にならず、適切だったなと思います。雰囲気についても、裁判官の3人の方が、非常に気を遣っていただいて、非常に和やかに話が進むようにリードしていただいたので、和やかに議論はできたなと思ってます。

判断が難しいと感じたところは、一つずつ議論していく中で、場面場面ではありました。どれかっていうのは少しあやふやなところあるんですけども、ただ皆さんの話を聞いてる中で、自分の考えとかも整理できて、結果としては、難しいと感じながらもディスカッションの中で自分がこう思うっていう、きちっと判断ができたかなと思ってます。なので、そんなに、瞬間的には難しいとは思ったんですけど

も、最後判断をするところは、難しさというよりはきちんとできたなと思います。

司会者

では、6番さんお願いします。

6番

時間配分は、私も苦にならなかったです。1時間ぐらいやったら10分休憩とかあって、そういうのをちゃんと挟んでいただいたので、時間配分は苦にならなくて、雰囲気はすごくよかったと思います。いろんな話をしながら、時にはその事件のことじゃなくて、ちょっとだけ違うことをしゃべりながら、みんなでいろいろ言い合っていて、雰囲気はすごくよかったと思います。

判断が難しいと感じたのは、自分の家に放火して、家族が被害者になってしまって、加害者も家族ということだったんで、そのところが事件の背景とかもあって、同情に流されてしまった部分があったんですけど、でも、ほかの方々の意見とかも聞いて、ああ、そうだなって思える判断はしたつもりです。

司会者

5番さんお願いします。

5番

時間配分については、6番の方と同じく、適正だったと思います。裁判官の方も時にはユーモアも交えて話して、当初は、参加された方の自己紹介等がなくて、何か重苦しい感じでしたけれども、番外編として、中日に昼食をみんなでとれたということ、それと、その時にたまたま研修生もいて、大勢の方で昼食をとることができたということで、その後3日間しかなかったんですけど、後半の部分は随分リラックスして、肩の荷が軽くなってできたと思います。

判断が難しいというのは特別ありませんけども、一步間違えば家族の方が命を失うということで、検察側は現住建造物放火ですけども、もうかなりひどいことをしたということで、結構重い刑にしなくちゃいけないんじゃないかと勝手に自分がそう思ってしまって、そうじゃなくて、現住建造物放火だけを話し合うってということ

で、終盤はそういうことでコントロールされて話すことができましたけど、序盤に自分自身のそういうことが思い入れが入ってまして、でも適切な時間内で参加できたと思っています。

司会者

4 番さんお願いします。

4 番

時間配分については、重大な決定、有罪、無罪かとかですね、少年院戻しとか、懲役何年にするかとか、その場面について何回も意見を求め、その意見の理由を述べて、時間をかけて慎重にやっていたんで、さすがだと思いました。意見の収まりを見て評決したっていうような形で、進め方は非常によかったと思います。

それと、雰囲気は全然堅苦しくありませんでした。緊張させない雑談とか、そういう御配慮していただきました。あと、分からないことは素直に聞ける雰囲気がありました。

それと、雰囲気ですけども、自由主義、平等、民主主義という言葉が生きてたような気がします。まず裁判長が仕切らない、あと、裁判官の意見も上位に置くような様子は全くなかったです。暗黙の強制とか、協力をお願いとか、方向を示すというようなこともありませんで、裁判員一人一人が独立した、誰からの干渉も受けない、自分の常識で判断するというような雰囲気があったんで、これは世の中にあんまりないことだなと思います。普通は合議制と言っても、必ず仕切る人がいたり、事務局の方針があったり、そういうものがあると思うんですけども、そういうことが全くなかったんで、非常に自由平等、民主主義っていうような言葉が生きていたと私は思いました。逆にそのことが私分からなくて、裁判長が一番上、裁判長が方針を決めて、裁判員はそれぞれ自分の意見をそれにプラスするような形でいいのかなって初め思ってたんで、誤解をしておりました。

それと、判断が難しいと感じた点はありましたかっていうことですけども、加害者 5 人の証言が主な証拠だったんです。そして、加害者の証言が証拠ですから、こ

うしてこうなったっていう部分は分かったんですけど、動機について腑に落ちない点は感じました。

あと、加害者5人がいたんですけど、その上下関係の判断が非常に難しかったですね。一番上の、私の事件の被告人は立場が上のほうの方だっているのは分かっていますけども、もっとさらに逆らえないような上位者がいたのか、そのところはよく分からないですね。ですから、確かに主体的なんですけども、その部分の判断っていうのは非常に難しいなと思いました。でも、状況から見て、最終的には主体的っていうような判断になったんです。

あと、現場に行って現場の状況を確認していたっていうことで、検察官から出された証拠が全てではないなっていうような感じは持ちました。検察官が確信を持った部分しか出さないで、出されてない部分っていうのはあると思うんですよね。そこら辺についてどうなのかなっていう疑問点が少しありましたね。本当はこれらの疑問点を解決してから、最終判断を下したかったという思いはあります。

司会者

ありがとうございました。では3番さんお願いします。

3番

時間配分というのは、あんまり感じなかったです。雰囲気的には、初めて会った人たちとは思えないぐらい意気投合して、すごく何でも話し合える仲間みたいな、裁判長、裁判官の方たちともすごく仲良くなれたような気がしました。

判断が難しいって感じた点は、被告人に対して刑を決める時ぐらい、あとは、それほど感じたことはないです。

司会者

ありがとうございました。では、2番さんお願いします。

2番

時間配分や雰囲気は、とってもよかったと思います。裁判長、ほかの人たちも、とっても冗談を言ってくれたり、難しい問題かもしれませんが、和気あいあいとで

きました。私、こういった場面に立つのは初めてなものですから、もっと緊張しちゃうかなと思ったんですけど、割とスムーズにお話することもできたし、皆さんの雰囲気もとってもよかったですので、大変いい経験ができました。判断が難しい点ですが、私は大して感じたことはありません。

司会者

では、1番さんお願いします。

1番

時間配分については、休憩時間を多く挟んでいただいたので、頭が煮詰まるようなことはなかったです。ただ、法廷メモをまとめる時間がほしかったなというふうに思います。自習時間みたいなものを設けていただいて、メモを整理することによって、事件の流れも同時に整理できるかなと思いました。その時に裁判員だけで話し合うっていう機会もあつたらよかったなと思います。

それから、雰囲気なんですけど、非常に初日から皆さん積極的に話し合うことができましたし、裁判長、裁判官の方もそれをサポートしてくださって、伸び伸びと活動できたと思います。

それから、判断が難しいと思った点なんですけど、被告人ですとか証人の言い分が違うことがありまして、それを遡って質問することができないので、判断が非常に難しかったです。その点については、その都度、適切な質問ができなかったことが力不足だなと感じました。

もう1点あるんですけど、量刑についてなんですけれども、公平性というものを尊重して、前例と照らし合わせて皆さんで決めた判決ですので、それが妥当であったということは確信しています。

司会者

ありがとうございました。今までの評議についての御意見を踏まえまして、検察官、弁護士、それと裁判官のほうで、御意見と御感想ありますでしょうか。

まずは、検察官ございますでしょうか。

検察官

特にございません。

弁護士

弁護人の質問や尋問の意図が、評議の中で振り返ってみて非常に分かりにくかったとか、ここはどういう質問で、どういうことを立証しようとして聞いていたのか、メモを見返してみてもあまり分からないようなことっていうのはありましたか。いずれの事件でもいいんですが、もしそういうのがあれば教えていただければと思います。

司会者

皆さんいかがでしょうか。これはという部分があったという方、7番さんお願いします。

7番

私はあまりなかったかなと思ってます。ただ、弁護側と検察側でちょっとずつ違うところがあるところが、どちらがっていうわけではないですけども、食い違っているところが発生する時に、何が正しいのかなと単純に疑問は思いましたけども、言葉だけじゃなくていろいろな図とか、あと地図とかを使って説明していただいたので、比較的理解を、あらかた理解できるように努めていただいたのかなと感じています。

司会者

6番さん、そういった点は何かございましたか。

6番

私は特に感じなかったんですが、女性の弁護人だったんですけど、事件のことを聞く時に、放火のことじゃなくて、その背景のほうにまで踏み込んで聞いていたことが、すごい、えっ、弁護人はこういうところまで聞くのっていうのが印象でした。

司会者

5 番さんは何かございました。

5 番

私は特別そういう難しいとかそういうことは、分かりにくかったということはありませんでした。

司会者

4 番さんはいかがでしょう。

4 番

これこれこういうの確認したいんで、っていうような目的を言ってもらえれば分かるんですが、それがないので何のために質問してるのかっていうのは、こっちは分かんないですよ。だから目的を言って、本当はこれこれ確認したいんでって言ってくれれば分かりやすいですよ。確かにそういうのはありました。弁護士さんの意図が伝わらなかったと思います。

司会者

藤田弁護士からの御質問について何か、3 番さんはございますか。

3 番

弁護人が男性だったんですけど、すごく優しく質問していて、あまり緊張させないように言ってるんだなっていう感じはあって、別に何も、それ以外はあんまり何とも思いませんでした。

2 番

特にありません。

1 番

私も同じです。

司会者

北村裁判官、何かございますか。

裁判官

5 番さん、6 番さん、7 番さん、覚えてらっしゃるかどうかわかるんですけども、検

察官のほうで論告っていうメモを出されて、弁護人のほうで弁論のメモを出されたと思うんですけど、それが話し合いをする上で役に立ったようなものなのか、それだけ見ても、あんまり話し合いには役に立たなかったんで、検察官の論告はちょっと置いておき、裁判長の話し合いですっと進めていったのか、その辺はいかがですか。

7番

私は、理解を助けるためには有効なものであったかなと思ってます。ただ、弁護側だったかな、かなり分量が多かったので、いろんなことを言いたかったのかなとは思いますが、まとめ方の簡潔さが足りなかったところがあったかなと感じたところがありました。

6番

私はあってよかったなって思います。はっきり言って実際、ほとんど裁判の時は、メモを私は取っていません。裁判を聞いて、書類を読んで、私はそれはあってよかったなって思います。

司会者

では、5番さんお願いします。

5番

私もあってよかったと思います。言葉だと一度きりで逃してしまう、まして緊張の上に座ってるわけで、逃して、書面を読み返すことによって、その内容が理解できてくるということで、あったほうがよかったと思います。

5 裁判員裁判の負担について

司会者

では次に、話題事項の4番、裁判員の御負担についてお伺いします。裁判に参加するということで、それ自体に御負担があったかと思いますが、日程調整で御苦労されたかどうかや、御苦労されたとして、どのように解決されたでしょうか。

それと、今後、裁判員に参加していただく上で、なるべく負担がないように参加しやすくするためには、どういう改善があり得るかといった点についても御意見が

あると助かります。

では、今度は1番さんからお願いいたします。

1番

日程調整に苦労した点は、特にはなかったんですけども、その時、私は予約を受けて仕事をするという状態でしたので、御予約をくださったお客様に、裁判員でお休みするということが公表できなかつた点が心苦しく感じました。

それから、参加しやすくするために改善したほうがいいと思うところは、期間中のスケジュールなんですけれども、平日も休みが設けてありまして、私たちは素人なのでオンとオフの切替えが非常に難しく、常に裁判のことが頭から離れない状態で、裁判が終わりに近づけば近づくほど、考える時間が長くなりました。なので、精神的な負担を考えると、できればスケジュールは詰めて行ったほうが、私としてはいいのかなと思いました。それと、小さなことなんですけれども、始まりの時間がその日その日で違っていきまして、間違えて早く来てしまったことも何回かありましたし、誤って遅く来てしまうと迷惑かかってしまうので、できれば開始の時間は揃えていただいて、帰りの時間はまちまちでも構わないんですが、そこら辺が改善していただけるといいかなと思いました。

司会者

では2番さんお願いします。

2番

日程的には家族のほうも、女房と話して、お父さんいい機会だから出たらと、もう全然抵抗なくいい経験させていただきました。職場での日程調整も全然、会社のほうは理解があり、有給が取れますから、そういう点では苦労しませんでした。

参加しやすくするための改善は、1番さんが言ったように、時間と、あとは1週間なら1週間で全部終わっちゃうような形が、私なんかはいいような気がします。何週にも渡ると、やっぱりその間の自分に対してのプレッシャーが結構残ります。

司会者

では、3番さんお願いします。

3番

職場や家族っていうのは全く苦勞したことはなくて、逆にどうだった、どうだったっていう周りから聞かれることに苦勞したって感じでした。参加しやすくするために改善したほうがいいところは、あまりにも日にちが空きすぎて、最初の日をやったのをメモしているとはいえ、分からなくなっちゃうかなっていうのはあって、そのためには、やっぱり1週間だったら1週間毎日続けてやったほうがよかったんじゃないかなって思います。

司会者

ありがとうございます。ちなみに、1番さんの開始時刻をそろえたほうがいいんじゃないかって言ったのは、評議に入った後のお話でしょうか、それとも公判の段階からのお話ですか。

1番

裁判の時は、確か同じ開始時間でした。なので、評議に入ってから時間をそろえたほうがいいのではないかなと思います。

司会者

分かりました。裁判の日程については、連続的にやったほうがいいという御意見と、あとは仕事の関係で、週の1日でも2日でも空けてくれるとその間にできるから助かるみたいな意見もあって、いろんな意見があって、なかなか裁判所でも苦慮してるところではあります。

ただ、1番さんから3番さんとしては、全体、一気にやったほうがよかったんじゃないかという感想なんですね。ありがとうございました。次に、4番さん、お願いします。

4番

まず職場ですけども、私は会社ではシニア社員っていう立場ですので、あまり休むっていうことに関して苦勞はしませんでした。また会社は一応裁判員休暇ってい

う裁判員制度に対応したような制度があります。それは100%給料保障っていうことで後押ししている、特に理解がなかったってことはないんで、やりやすかったです。家族も反対しませんでした。

それと、参加しやすくするために改善したほうがよいていうところですけど、まず候補者の段階でもう少しPRしてくれれば、参加しやすいのかなと思うんですけど、これはまず、素人が裁判することができるのかっていうのは、非常に不安です。当時のイメージとしては、膨大な資料があって、それを読まなければならない、六法全書がぼんと脇にあるっていうようなそんなイメージだったものですから、その辺の誤解、やってみて誤解だなんていうふうに思いましたんで、そこら辺の実際こうなんですよって、それはもう少しPR、どこかでしてるのかもしれないけども、分かるようにしてくればいいのかな。

あともう一つは、逆に嫌だったことを言います。冤罪の片棒を担ぐのはものすごく嫌だったです。それは結構、新聞でもって冤罪事件っていうのは多かったんで、もしその事件が冤罪事件だったら嫌だなというのは、私は思いました。それで冤罪防止のためについていうことで考えたんですけど、つまり裁判員が冤罪に巻き込まれたら、これは一生後悔しちゃうと思うんですよね。それだけは、何か対策したほうがいいんじゃないかなって思うんですが。

あとは、検察が集めた証拠の全体が分かんないんですよね。証拠として法廷に出さなかった証拠っていうのもあるはずで、それを出さなかった理由っていうのも明確になってると思うんで、それらを改善してほしいなっていうふうに思うんですね。それは事件の全体を把握して理解する上でも必要であると思うんです。出された証拠だけで判断すると、検察官のこれは出さないっていう判断にもし誤りがあったならば、取り返しがつかないことになっちゃいますんで、法廷に出されない証拠に裁判員の判断を左右するものもあるかもしれないんで、重要な点を見落とすことのないように、そういうことができたのならばいいなって思いました。

あと同様に、犯行現場を見て、証拠に矛盾がないことをチェックするっていうこ

とが、非常に大事だなと思うんですよね。ですから、事件にもよるでしょうけども、そういうことも改善してほしいと考えました。

司会者

ありがとうございました。この辺については、検察官はなるべく証拠価値の高いものを請求して、色々ありすぎるとどうしても分かりづらくなってしまうので、証拠価値の高いものを出すと。弁護人も公判に至る前に、検察官の手持ち証拠にどんなものがあるかとか、そういったところをチェックして、被告人に利益となるような証拠があるかどうかという点は検討した上で、公判は迎えているんです。ただ、判断する立場として、あんな証拠はないか、こんな証拠はないかっていうところで何となくもやもやした点、不全感みたいのがあるっていうことなんですか。

4番

具体的に言うと、現場にパトカーが来ていたので、警察官の証言っていうのはあはずなんで、そういうのもどうなのかなっていうのは思ったりしました。

あと、そのほかには、被害者と加害者の関係とか、仲良かったなんていう証言なんかもあったんで、第三者に聞いてみてらどうだったのかとか、加害者だけの証言だけだったんで、もう少し第三者の別な証拠も出たほうがよかったんじゃないかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。では、5番さんお願いします。

5番

私の職場の服務規程の中には、裁判って言葉は出てないんですけど、証人とかです、ね、そういうので休む時には特別休暇の枠があって、上司も快く送り出してくれました。

気になるっていうか、改善っていうか、どう言ってもいいか分かりませんが、私の住んでいる町の近くでの事件でした。当初言ったんですけども、知ってる人がいたらどうするのかとか、被告人の家族とかそういう人がいて、いわゆるよろしく頼む

事件ですね。そういうことやった場合には、法によって罰せられますよという話でしたが、実際に、九州の反社会的勢力の人がよろしく頼むってやったじゃないですか。実際にあるわけですよ。だから、できれば地域的な配慮というか、住まいに近いところの事件は、担当しないほうがいいっていうか、そういうことをちょっと感じました。幸いにもそういうことはありませんでしたけど、あつたらどうしようかなってというのが頭をよぎりました。

司会者

ありがとうございました。6番さんお願いします。

6番

職場は、私も有給を使ってお休みしたので大丈夫でした。

あと、日程なんですけど、自宅から駅まで車で30分から40分かかるんですね。あまり車の運転が上手じゃないものですから、送り迎えを家族に頼んで、その時間のやりくりがちょっとだけ大変でした。あと、日程なんですけど、私の関わったのは3日間だったんですが、1日空いてたんです。例えば2日、3日、5日っていうように1日空いてたんですけれど、一応ホテルを取って泊まったんですけれど、1日空くと、やっぱり自宅まで帰らなくちゃいけなくて、そういうのがやりづらかったので、どうせなら詰めて連続でやっていただければよかったかなって思います。

参加しやすくするための改善なんですけれど、やはりPR活動ですかね。裁判員になってから初めてホームページ見たりした感じがあるので、本当になるまでは全然分からなくて不安でしたので、それぐらいです。

司会者

ありがとうございました。では、7番さんお願いします。

7番

私は会社員なんですけれども、会社のほうも公務休暇ということは認められてますので、特に問題になるようなことはありませんでした。また日程についても、かなり前から予告もありましたし、かなり前から期日が決められてましたので、日程

調整は特に問題ありませんでした。

皆さんと違うんですけど、日程に関しては、多分当時5日間、週をまたいで3日とか2日とかそういった形だったと思うんですけど、私は逆に空いててよかったかなと思っています。会社勤めしてると、一気に長期休むと業務に少し影響があるところもありますし、それよりも私は間が空いたことで、自分の考えも逆に少し整理できたかなと思ってるので、期間が違ったからかもしれないですけど、間が空いていたほうがよかったかなと思っています。

参加しやすくなるための改善は、私もそうですけど、やはり裁判に来て楽しい思いをするかっていうと、何となくどちらかと言うと、マイナスイメージのほうが大きいと思います。なので、取っ付きにくいかなと思いますし、敷居が高いという印象があると思うので、先ほどおっしゃられたPR不足なのか、PRの仕方なのか、いろんな情報発信なのか、具体的にはなかなか難しいところもあるんですけど、例えば小学校とか中学校とか見学会を増やすとか、やられているような記事はお見受けしましたが、もう少し身近に感じられるような活動であったり、これも具体的ではないんですけど、一人一人が司法を見えないところで司ってるという意識を持つようなプロモーション活動みたいのがあるといいのかなと思います。やってみると、必ず皆さんそうですけど、非常にいい経験したっていうお話を聞くので、やはりやった人は有意義に感じている、あとはそれを事前にどう感じてもらうかっていうところが多くPRできれば、非常にいい意欲を掻き立てられるのかなと思っています。

司会者

ありがとうございました。ちなみに5番さんから出たお話の裁判員に対する働きかけの点なんですけど、一般的な事件、ほとんどの事件では、そういった働きかけは実際にもないです。裁判所でもそういった裁判員に対する働きかけをすると処罰されることがあるということは、傍聴人などにお知らせするようにしています。また、本当にそういうことが懸念される事件とか、そういった事件については、裁判員の

方の送り迎えですとか、いろんな手当をするようにして、裁判员の方に安心して参加していただけるように努力してるところです。

6 これから裁判员等になられる方へのメッセージ

司会者

それでは最後に、これから裁判员になられる方へのメッセージをお一人ずつお伺いしたいと思います。例えば裁判员になるのが不安だなという方へのアドバイスですとか、御経験を踏まえて率直な御意見をいただければと思っています。

では、まず1番さんからお願いいたします。

1番

裁判员制度については、賛否両論いろいろあると思うんですけども、そういった機会がめぐってきた時には積極的に参加して、自分で体験して、それぞれの意見を発信していったらいいと思っています。

2番

誰にでもできる裁判です。分かりやすい裁判ができるような形ですから、後悔しないと思うんです。私も後悔しませんでした。いい裁判ができます。経験してみてください。

3番

裁判员制度をやって、最初はそういうのって行きたくないなっていう気持ちはあったんですけど、実際自分が選ばれたら、逆にやってみて楽しかったんで、事件的には重かったんですけど、でも、これから裁判员になられる方はやってみるべきだと思います。自分の中の何かが見える気がするんで、やってみたほうがいいんじゃないかなって思いました。

司会者

ありがとうございました。では、4番さんお願いします。

4番

まずは、当たった方、大変だと思うんですけども、大変でも、社会に必要な仕事

だと思ってお務めください。裁判官のリードがありますので、素人でも務めることができました。膨大な資料があるかと思っただけでなかったですね。安心してお務めくださいって思います。

司会者

では、5番さんお願いします。

5番

選ばれた方法については、ランダムに選出されるということで、選ばれた時にびっくりされると思うんですけども、実際やってみますと、分かりやすく丁寧に説明されますし、同じことについていろんな方の意見を聞く、いろんな角度から、この人はこういう角度で見てんだとか、そういうことが参考になりますし、判例の事例もデータのかなり持ってまして、そういうところも考慮すれば、ぜひ、選ばれた際には断らないで参加、参加っていうか、参画してみたらいいと思います。

6番

私も、「選ばれたんです。ぜひやってみてください、不安でも。」って言いたいです。

7番

なかなか積極的にやりにくいものではあるとは思いますが、やってみれば、裁判官の人、あとは皆さんも積極的にお話していただけますし、分かりやすく裁判をリードしていただけるので、必ず、大げさかもしれないですが、後の各人の人生にも少なからず影響が与えられるようなイベントというか、ものになると思うので、ぜひ積極的に参加してもらいたいなと思います。

7 報道機関からの質問

司会者

ありがとうございました。それでは、報道機関の方から質問があればお願いします。評議での発言の内容ですとか、そういった守秘義務に関わる点については御配慮をお願いします。それでは何かございますでしょうか。

茨城放送

茨城放送の記者です。5番、6番、7番の方にお伺いできればと思いますが、特に7番の方のお話の中で、感情的になりそうなことがあったようなお話をされていたんですけども、事件の性質なども感情が入りそうな内容だったかと思います。そういった感情的になりそうなところと、そこを冷静になろうというところと、一方で、裁判員としていわゆる市民感覚をというような、求められている部分と、どういうふうにバランスを取っていいのか悩むようなこともあったんじゃないかなと思うんですが、その感情的になるというところと、それから、裁判の中である程度公平な立場になるというところと、その辺で自分の中でうまくバランスを取れたのか、あるいは取れなかったのか、あるいはどのようにバランスを取ったのか、その辺のお話を伺えればと思います。

7番

裁判官の方から言われた言葉で二つ印象に残ってる言葉がありまして、罪を憎んで人を憎まずみたいなその人に対してじゃなくて、その罪に対してということを教えていただいたってということが非常に印象的な言葉として感じていました。その裁判では、出てこられた母親の方は泣いておられましたし、その時には被告人の方も泣いておりましたので、その母親の話などを聞いた時に感じたこと、反面、被害者の話を聞くと、非常に悪質かなと思ったところは、感情的にもっと強い罪をというふうに感じましたけれども、その辺を裁判官の先ほどの言葉とかを聞いて、感情に流されないで判断しなくちゃいけないと思いました。ただ、その反面、先ほどの市民感覚っていうお話がありましたけど、逆に部分的にはその感情をきちんと判決に反映する部分もあってもいいかなと思って、どっちがというわけではないですけども、感情的でないように判断した部分と、少し市民感覚っていう意味では、感情的なところも含めてジャッジしたようなところも両面をもって、私はやったつもりです。

6番

私が携わった事件は、被害者も加害者も同じ家族っていうことで、事件のあらましを聞いた時は、はっきり言って加害者の方に、そんなことがあってってすごく同情していたんですが、いざ評議の場面になって、ほかの方々の裁判員の意見とか話を聞いていくうちに、自分なりに落ち着いてきたんですね。正しかったんじゃないかなっていう判断はできたと思います。ただ、一番最初に、かわいそうになっていうのを感じたのは覚えてます。

5 番

私は冒頭言ったと思うんですけど、最初からこの書面を読んだ時に、計画的であったと。灯油を買って、母親を自分の家に呼び寄せて、それで夜に灯油をまいたということで、本当にすごい、一步間違えれば大惨事になったということで、かなり重い罪を負って当然だと思いました。しかし、娘さんが泣きながら証人として出た中で、お母さんを許したということですね。それは、お母さんは普段から母としての仕事をしっかりしてた。旦那さんについても、不倫っていうことがあったわけですけども、家庭のことをしっかりやっていたということで、旦那さんもそれを許すということ。現実こういう形で収まる、そういうケースがあるんだなということで、びっくりはしました。びっくりっていうか感動したんですけども、そのコントロールについては、今言いましたけど、現実こういうことがあるんだということで、自分自身そこに収めたという、そういうことが現状です。

司会者

ほかにいかがでしょうか。

読売新聞

読売新聞の記者です。皆さんに伺いたいんですが、今回、例えば少年の事件なんかだと、北村裁判長は判決の中で、少年の更生への期待という部分も述べたりはしているんですが、今回の被告人たちに対して、この判決が終わった後、そして刑務所を出た後、もしくは執行猶予の人に関しては釈放された後に、これから更生の道筋をたどるのか、どういうプログラムを受けてその再犯を防ぐのかというような説

明があったのかどうかというところを聞きたいのと、あと、そういった方々に対して、更生に対する思い、再犯をしてほしくないっていう思いは、量刑の中に反映できたと御自身で考えられるかっていうところを聞きたいなと思います。

司会者

例えば、刑務所に仮に入った場合に、どういう教育を受けるのかとか、あと社会復帰した時に、どういうふうな更生に向けて措置があるのかとか、そういった点についての情報があったかどうかでことでしょうか。

1 番

刑務所に行くか、少年院に行くかの違いについては、かなりお話がありました。

裁判官

どんな事件でも、刑務所に行く可能性がある事件の時には、1枚紙で、刑務所の1日の生活とか、刑務所の作業の内容とか、あるいは一月働いたら大体幾らもらえるとか、入浴が週に何回できるとか、そういうのは説明は、一般的にはしています。

読売新聞

その判決の中に、更生に向けてこの再犯防止というか、再犯してほしくないという思いというのは、御自身の中で込めて判決に臨んだんでしょうか。

1 番

短期が3年で長期が5年という判決だったんですけれども、判決を見れば分かると思うんですが、更生を望むからこそ出た量刑だと思います。

8 さいごに

司会者

ほかにございますか。よろしいでしょうか。では、検察官、弁護士、裁判官のほうで最後に一言ずつコメントをお願いします。

検察官

本日は貴重な機会をありがとうございます。まず、皆様が実際の法廷で感じられ

た印象を率直にお伺いすることができて大変うれしく思います。今後の訴訟活動に十分生かしていけるように努力していきたいと思います。

特に、最初に問題となった被害部位に関するイラストですとか、証人の声が聞き取りづらい点とか、検察官のほうでも努力すべき点は多々あると思いますので、そういう点でより分かりやすく、皆様になじみやすいような証拠説明等を考えていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

弁護士

我々弁護士会では、制度が始まって7年ということもありますが、ほとんどの弁護士は裁判員を経験したことがなかったりとか、1回やったことがあるとか、刑事裁判自体は多数関わっているんですが、何せ対象になっている事件が限られているもので、なかなか経験がない弁護士が法廷に立っていた可能性がございます。今後もなかなか件数も少ないという中で、必ず携わる可能性はありますので、日々、研修、研さんをしているところであります。今日の御意見も頂戴しまして、また今後のそういった研修の機会に生かしていければと思いますので、今日はどうもありがとうございました。

裁判官

今日のお話の中で印象的だったこと2点をお話させていただきます。

1点目は、複数の方から裁判員制度のPRが足りないのではないかというお話をいただきました。裁判員制度7年なんですけども、7年前、もう七、八年ぐらい前、制度立ち上げの頃からはかなり熱を入れてPRしてたんですけども、安定的に運用が始まった以降、少し正直なところ熱が薄れてしまってるのではないかというのは、今回のお話も聞いて、感じさせられました。この点はマスコミの方も、裁判員裁判でこういう意見交換会とか、事件ごとの記者会見もありますので、できる限り記事にさせていただいて、一般市民の方が、裁判員裁判がどういうふうに今動いてるんだというのを目にできるように御協力いただければと思います。それが1点目です。

もう1点目は、7番さんが一番最初の時に感想でお話いただいた言葉の中に、裁

判員裁判やらせていただいて成長させていただいたという御発言があつて、それはむしろ皆さん方と評議をしていく上で、裁判官のほうが本当に成長させていただいたというふうに思っております。今日お話を伺っても、普段、当然こうだろうと思つてることと違うとことかお話いただいて、評議の中でも目を見開かされるところもあつたんですけど、今日の意見を聞いて、なかなか思い至らなかつたとことか、もう少しここをきちんと改善しなきゃいけないなというふうなところをすごく思い知らされました。本当にありがとうございました。

司会者

それでは、これで意見交換会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中御足労いただき、また貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。長時間でしたが、本当にありがとうございました。